

(教育に関する事務の職務権限の特例)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

(1) 次に掲げる教育機関の設置、管理及び廃止に関すること（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、当該教育機関のみに係るものを含む。）。

ア 大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号）別表第1に規定する次の施設

(ア) 大和市立図書館

(イ) 大和市立中央林間図書館

(ウ) 大和市立渋谷図書館

イ 大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）別表第1に規定する次の施設

(ア) 大和市生涯学習センター

(イ) 大和市つきみ野学習センター

(ウ) 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター

(エ) 大和市桜丘学習センター

(オ) 大和市渋谷学習センター

ウ 大和市青少年センター条例（平成8年大和市条例第15号）第2条第2項に規定する大和市青少年センター

(2) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

(3) 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

(4) 文化財の保護に関すること。

【趣旨】

本条は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会が処理する教育に関する事務のうち、市長が管理し、及び執行する事務について定めている。

【解説】

<第1号関係>

- ・ 市長が管理し、及び執行する事務として、市立図書館3館、生涯学習センター5館及び青少年センターの設置、管理及び廃止に関する事（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、当該教育機関のみに係るものを含む。）。を定めている。

<第2号関係>

- ・ 市長が管理し、及び執行する事務として、スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。を定めている。

<第3号関係>

- ・ 市長が管理し、及び執行する事務として、文化に関する事（次号に掲げるものを除く。）。を定めている。

<第4号関係>

- ・ 市長が管理し、及び執行する事務として、文化財の保護に関する事。を定めている。

(委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**【趣旨】**

本条は、本条例を施行するにあたり、さらに必要な事項の制定について定めている。

**【解説】**

本条例で規定している事項のほか、さらに必要な事項については、規則で定めることとしている。